市内指定居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局 高齢福祉部地域ケア推進課長

令和元年度第2回高齢者いきいき相談室研修開催案内について

見出しの研修につきまして、別添開催要項のとおり開催しますのでお知らせします。

新規に令和2年4月1日から高齢者いきいき相談室を受託するためには、今 回の研修又は令和元年度に実施した研修を受講していることが必要です。

また、すでに高齢者いきいき相談室を受託中の事業所におきましては、今回の研修を受講しなくても、令和元年度末(令和2年3月)までは受託できますが、令和2年度に高齢者いきいき相談室を受託するためには、今回の研修又は令和元年8月に実施した予定の令和元年度第1回の研修を受講していることが必要です。

見出しの研修につきまして、別添開催要項のとおり開催しますのでお知らせします。

- ※研修の受講は高齢者いきいき相談室となる居宅介護支援事業所から必ず1名以上(法 人単位不可)受講していただく必要があります。
- ※高齢者いきいき相談室を受託するためには、居宅介護支援事業所に主任介護支援専 門員が所属していることが必要です。

また、この研修への<u>申し込み及びお問い合わせは別添開催要項にあります</u>いきいき支援センター事務局までお願いします。

地域ケア推進課 福田、山田 電話 052-972-2549 E-Mail: a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp